大阪府宅建政治連盟
運営細則

大阪府宅建政治連盟（以下「この会」という。）会則第37条に基づき、その運営細則を次のように定める。

（入会賛助金・運営費）

第１条　会則第６条に規定する入会賛助金・運営費は次のとおりとする。

①正会員　　50,000円

②準会員　　50,000円

２　他の都道府県の全宅連会員の所属構成員が免許換えにより一般社団法人大阪府宅地建物取引業協会（以下「大阪宅建協会」という。）の正会員または準会員Ａとして入会するため、この会に入会することとなる場合の入会賛助金・運営費は、25,000円とする。

３　但し、大阪府内若しくは他の都道府県で本店が政治連盟に入会している場合に限り、準会員入会申請時の入会賛助金・運営費は免除する。

（会費）

第２条　会則第７条に規定する会費は次のとおりとする。

①正会員　　年額　6,000円

②準会員　　年額　6,000円

（会費未納時の措置）

第３条　第２条による指定期日までに会費の納入がない場合で、会則第１０条２項に該当する場合は、第１６条の手続きを行うものとする。

（役員の選出及び選任）

第４条　会則第14条に規定する役員の選出及び選任の方法は次のとおりとする。

①　会長は、大阪宅建協会会長が正会員のうちから指名し、大会において選任する。

②　幹事及び監査役は、会長が正会員のうちから選出し、大会において選任する。ただし、監査役は幹事を兼ねることができない。

③　副会長は会長が幹事のうちから選出し、大会において選任する。

④　会長は、前号の副会長の中から、会則第16条第2項に基づき、第1副会長を指名し、選任する。第1副会長は、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

⑤　幹事長は、幹事の中から会長の指名推薦により選出し、大会において選任する。
　また、副幹事長は、正副会長が合議のうえ幹事のうちより推薦し、幹事会において選任するものとする。

⑥　会計責任者は、幹事の中から会長の指名推薦により選出し、大会において選任する。
　また、同職務代行者は正副会長が合議のうえ幹事のうちより推薦し、幹事会において選任するものとする。

⑦　幹事に欠員が生じた場合は、幹事会において補欠選任し、次期大会において報告する。

（正副会長会議）

第５条　この会の運営について特に緊急を要するとき、及び総合的に検討を要する案件について会長が必要と認めたとき正副会長会議を開催することができる。

２　正副会長会議は会長、副会長、幹事長、大阪宅建協会総務財政委員長及び会長が指名する者をもって構成する。

（委員長会議）

第６条　会長は必要に応じ委員長会議を開催することができる。

２　委員長会議は会長、副会長、幹事長、副幹事長、会計責任者、各委員長及び会長が指名する者

をもって構成する。
3　この委員長会議は、各委員会業務の連携、連絡、会務の運営についての基本方針を企画、立案、調整及び処理をし、幹事会に提議することを目的とする。

（地区長会議）
第７条　各地区の共通案件を研究し、相互の連携を密にするため、会長は必要に応じ地区長会議を開催することができる。
2　地区長会議は会長、副会長、幹事長、副幹事長、各地区長及び会長が指名する者をもって構成する。

（会議の議長）
第８条　会長が招集する会議の議長は、その都度会長が指名する。

（議事運営委員会）
第９条　大会の議事進行を円滑に行うため、必要に応じ議事運営委員会を設けることができる。
2　委員は７名を限度とし、その会議の議長が推薦し、会議の承認を得る。
3　この会議の議長（団）は委員会に加わり、委員長は委員が互選する。
4　委員会の任務はその会議の終了とともに終わる。

（委員会の種別）
第10条　会則第29条に規定する委員会は次のとおりとする。
①　総務委員会
②　政治活動委員会

（委員会の構成及び役職者の選任）
第11条　委員会の構成及びその役職者は次のとおりとする。
委員長　　各委員会に１名
副委員長　　若干名
常任委員　　若干名
2　委員長は幹事のうちより正副会長（幹事長を含む。）の合議により推薦し、幹事会の承認をうけ会長が委嘱する。
3　委員会の副委員長・常任委員は、正副会長（幹事長を含む。）が合議のうえ幹事、及び正会員のうちより地区長若しくは会長の推薦を経たものを指名し、幹事会の承認を得て委嘱する。但し、指名された会員が代議員の職にある場合は、その職を辞するものとし、当該地区は、代議員の補欠選任を行うものとする。
4　前条第１号の総務委員会は、大阪宅建協会総務財政委員会が、第２号の政治活動委員会は大阪宅建協会政策委員会が兼務するものとする。

（委員会等の所管事項）
第12条　第10条各号の委員会所管業務については、次のとおりとする。
①　総務委員会
1　この会の運営及び事業活動の事務に関する事項
2　各種文書の作成及び発送に関する事項
3　地区組織との連携と協力に関する事項
4　政治資金規正法の周知徹底に関する事項
5　広報の発行に関する事項
6　その他、この会の総務に関する事項
②　政治活動委員会（政策立案、対外的渉外活動）
1　知事、市町村長、国会議員及び各種議会議員、関係諸官公庁等に対する要望活動と連携に関する事項
2　国、地方自治体の不動産関連政策に対する情報の収集、分析に関する事項
3　不動産に関する税制等、不動産に対するあらゆる賦課金の対策と改善の研究に関する事項

４　全政連との連携、協力活動に関する事項

５　大阪宅建協会及び公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会大阪本部との協議、連携活動に関する事項
６　首長、国及び地方議員選挙活動に関する事項
７　その他、政治活動に関する事項
２　会計責任者の所管業務については次のとおりとする。
１　この会の財務の確立強化と健全な運営に関する事項
２　政治資金規正法に基づく会計業務に関する事項
３　選挙管理委員会への収支報告書作成届出に関する事項
３　各委員会の運営等については委員会規定を別に定めるものとする。

（地区長の選任）
第13条　会則第30条第２項の地区長は、大阪宅建協会支部長が兼務する。

（地区運営）
第14条　会則第30条に定める地区は次のことを行う。
①　地区長及び副地区長の選任に関する事項
②　地区内各種選挙における候補者の推薦（別紙様式）及び支援活動に関する事項
③　地区内における地方自治体の首長並びに議員との協議会及び宅建業界の要望活動に関する事項
④　その他、宅建業界発展のために必要な政治活動に関する事項

（退会の手続き）
第 15 条　会員が会則第９条の規定に基づき退会を希望するときは、当該会員が所属する地区に所定の退会届を提出し、地区長は速やかに会長に報告する。
２　会長は退会者について、幹事会で報告する。ただし、会長はこの報告を幹事長に代行させることができる。

（会費未納による会員資格の喪失手続き）
第 16 条　会長は、会則第１０条２項に該当する者を会費未納による会員資格喪失者として幹事会に報告する。ただし、会長はこの報告を幹事長に代行させることができる。

（除名の手続き）
第 17 条　会員が会則第 11 条の規定に該当すると認められるときは、当該会員が所属する地区は所定の手続きを経て評決し、同評決が除名を相当とするものであるときは、速やかに会長に対し、必要書類を添付した文書をもって、その旨を上申する。
２　会長は前項の上申を受けたときは、速やかに、政治活動委員会に同事案を審査させなければならない。
３　政治活動委員会は前項に基づく審査の指示を受けたときは、速やかに審査に着手しなければならない。
４　政治活動委員会は第３項の審査に当っては、当該会員に書面または口頭による弁明の機会を与えなければならない。
５　政治活動委員会は、第３項の審査を終了したときは、速やかに会長に対し審査結果を報告しなければならない。
６　会長は、前項の報告が除名を相当とするものであるときは、速やかに幹事会にその是非を提議する。
会長は、政治活動委員会に同幹事会における審議に必要な説明をさせることができる。

（除名処分）
第18条　幹事会が除名処分を議決したときはその処分につき会長名をもって本人に通知するものとし、機関紙等にこの旨を公告しなければならない。ただし、本人に通知し難い場合は機関紙等の公告

をもってこれにかえることができる。

（運営細則の改廃）

第19条　この運営細則の改廃は幹事会にて行い、次期大会に報告しなければならない。

付　　則

1　この運営細則は令和６年５月２７日より改正施行する。但し、令和６年５月２７日に開催される令和６年年次大会において、この会会則の入会及び入会賛助金・運営費）に関する部分の改正が承認されることを条件とする。

（昭和49年　４月27日　施　　行　）
（昭和50年　７月８日　一部改正施行）
（昭和51年　６月29日　〃　）
（昭和51年　９月８日　〃　）
（昭和53年　３月８日　〃　）
（昭和58年　２月16日　〃　）
（昭和59年　５月26日　〃　）
（昭和61年　４月１日　〃　）
（昭和62年　４月１日　〃　）
（昭和62年　11月11日　〃　）
（平成２年　５月28日　〃　）
（平成５年　４月１日　〃　）
（平成６年　３月８日　〃　）
（平成７年　５月22日　〃　）
（平成９年　５月27日　〃　）
（平成10年　５月19日　〃　）
（平成12年　１月12日　〃　）
（平成14年　４月30日　〃　）
（平成16年　４月１日　〃　）
（平成18年　４月１日　〃　）
（平成19年　11月27日　〃　）
（平成20年　４月１日　〃　）
（平成20年　４月28日　〃　）
（平成20年　10月27日　〃　）
（平成21年　２月27日　〃　）
（平成22年　１月27日　〃　）
（平成23年　５月19日　〃　）
（平成24年　３月29日　〃　）
（平成26年　４月１日　〃　）
（平成26年　５月23日　〃　）
（平成28年　４月１日　〃　）
（平成28年　４月27日　〃　）
（平成30年　５月22日　〃　）
（令和元年　５月24日　〃　）
（令和４年　５月23日　〃　）
（令和６年　５月27日　〃　）